

保険会社向けの総合的な監督指針改正（案）

現 行	改正案
<p>II. 保険監督上の評価項目</p> <p>II-1 経営管理</p> <p>II-1-2 主な着眼点</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 取締役及び取締役会</p> <p>①～⑪ (略)</p> <p>⑫ 取締役会において選任する保険計理人については、当該保険計理人(選任しようとする者を含む。)が保険業法施行規則(以下、「規則」という。)第78条に規定する要件に該当する者であることに加え、<u>社団法人日本アクチュアリーアー会</u>(以下、「アクチュアリーアー会」という。)において実施する継続教育において一定の研修の履修を達成している等、正会員としての資質の継続的維持・向上に努めている者であるなど、保険計理人として適切な者であるかについて定期的に確認しているか。</p> <p>⑬ (略)</p> <p>(3)～(8) (略)</p> <p>II-2 財務の健全性</p> <p>II-2-7 商品開発に係る内部管理態勢</p> <p>II-2-7-2 主な着眼点</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 関連部門との連携</p> <p>①～⑩ (略)</p> <p>⑪ 保険契約の内容に影響を与える法令等の改正履歴及び改正予定について、遺漏なく把握すべく態勢を整備しているか。</p> <p>⑫ (略)</p>	<p>II. 保険監督上の評価項目</p> <p>II-1 経営管理</p> <p>II-1-2 主な着眼点</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 取締役及び取締役会</p> <p>①～⑪ (略)</p> <p>⑫ 取締役会において選任する保険計理人については、当該保険計理人(選任しようとする者を含む。)が保険業法施行規則(以下、「規則」という。)第78条に規定する要件に該当する者であることに加え、<u>社団法人日本アクチュアリーアー会</u>(昭和38年5月14日に<u>社団法人日本アクチュアリーアー会</u>という名称で設立された法人をいう。以下、「日本アクチュアリーアー会」という。)において実施する継続教育において一定の研修の履修を達成している等、正会員としての資質の継続的維持・向上に努めている者であるなど、保険計理人として適切な者であるかについて定期的に確認しているか。</p> <p>⑬ (略)</p> <p>(3)～(8) (略)</p> <p>II-2 財務の健全性</p> <p>II-2-7 商品開発に係る内部管理態勢</p> <p>II-2-7-2 主な着眼点</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 関連部門との連携</p> <p>①～⑩ (略)</p> <p>⑪ 保険契約の内容に影響を与える法令等の改正履歴及び改正予定について、遺漏なく把握すべく態勢を整備しているか。</p> <p>また、平成20年6月に公布された保険法については、介入権、被保険者による解除請求、危険の増減、保険料の未経過期間に対応した合理的かつ適切な金額の返還など保険契約に係る制度が改正及び新設されており、当該制度に適切に対応できる態勢を整備しているか。</p> <p>⑫ (略)</p>

現 行	改正案
<p>(6)～(10) (略)</p> <p>II-3 業務の適切性</p> <p>II-3-3 保険募集態勢</p> <p>II-3-3-2 生命保険契約の締結及び保険募集</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第300条第1項第1号関係</p> <p>① (略)</p> <p>② 重要な事項を告げるにあたっては、重要な事項のうち顧客が保険商品の内容を理解するために必要な情報(以下、「契約概要」という。)と顧客に対して注意喚起すべき情報(以下、「注意喚起情報」という。)について、分類のうえ告げられているか。</p> <p>なお、「契約概要」と「注意喚起情報」の主な項目は以下のとおりとする。</p> <p>(注1)・(注2) (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ. 「注意喚起情報」の項目</p> <p>(ア)・(イ) (略)</p> <p>(ウ) 告知義務等の内容</p> <p>(エ)～(ケ) (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>(3) 準用金融商品取引法第37条の3関係</p> <p>① (略)</p> <p>② 契約締結前交付書面に関し、「契約概要」と「注意喚起情報」に分類のうえ、書面を作成し、交付しているか。</p> <p>なお、契約締結前交付書面の主な項目は以下のとおりとする。</p> <p>(注1)・(注2) (略)</p>	<p>(6)～(10) (略)</p> <p>II-3 業務の適切性</p> <p>II-3-3 保険募集態勢</p> <p>II-3-3-2 生命保険契約の締結及び保険募集</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第300条第1項第1号関係</p> <p>① (略)</p> <p>② 重要な事項を告げるにあたっては、重要な事項のうち顧客が保険商品の内容を理解するために必要な情報(以下、「契約概要」という。)と顧客に対して注意喚起すべき情報(以下、「注意喚起情報」という。)について、分類のうえ告げられているか。</p> <p>なお、「契約概要」と「注意喚起情報」の主な項目は以下のとおりとする。</p> <p>(注1)・(注2) (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ. 「注意喚起情報」の項目</p> <p>(ア)・(イ) (略)</p> <p>(ウ) 告知義務等の内容</p> <p><u>(注) 危険増加によって保険料を増額しても保険契約が継続できない(保険期間の中途で終了する)場合がある旨の約款の定めがあるときは、それがどのような場合であるか、記載すること。</u></p> <p>(エ)～(ケ) (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>(3) 準用金融商品取引法第37条の3関係</p> <p>① (略)</p> <p>② 契約締結前交付書面に関し、「契約概要」と「注意喚起情報」に分類のうえ、書面を作成し、交付しているか。</p> <p>なお、契約締結前交付書面の主な項目は以下のとおりとする。</p> <p>(注1)・(注2) (略)</p>

現 行	改正案
<p>ア (略)</p> <p>イ. 「注意喚起情報」の項目(準用金融商品取引法第37条の3第1項 第7号(規則第234条の24)等関係)</p> <p>(ア)～(才) (略)</p> <p>(カ) 告知義務等の内容</p>	<p>ア (略)</p> <p>イ. 「注意喚起情報」の項目(準用金融商品取引法第37条の3第1項 第7号(規則第234条の24)等関係)</p> <p>(ア)～(才) (略)</p> <p>(カ) 告知義務等の内容</p> <p><u>(注) 危険増加によって保険料を増額しても保険契約が継続で きない(保険期間の中途で終了する)場合がある旨の約款の定 めがあるときは、それがどのような場合であるか、記載するこ と。</u></p>
<p>(キ)～(セ) (略)</p> <p>③・④ (略)</p> <p>(4)～(9) (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(キ)～(セ) (略)</p> <p>③・④ (略)</p> <p>(4)～(9) (略)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(10) 告知事項・告知書</u></p> <p>① 平成20年6月に公布された保険法において、告知義務が自発的申告 義務から質問応答義務となったことの趣旨を踏まえ、保険契約者等に求め る告知事項は、保険契約者等が告知すべき具体的な内容を明確に理解し告 知できるものとなっているか。例えば、「その他、健康状態や病歴など告知 すべき事項はないか。」といったような告知すべき具体的な内容を保険契約 者等の判断に委ねるようなものとなっていないか。</p> <p>② 告知書の様式は、保険契約者等に分かりやすく、必要事項を明確にし たものとなっているか。</p>
<p><u>(10) その他</u></p> <p>①・② (略)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>(11) 保険法対応</u></p> <p>平成20年6月に公布された保険法については、保険契約に係る制度が改 正及び新設されており、生命保険募集人が当該制度に適切に対応できる 態勢を整備しているか。</p> <p><u>(12) その他</u></p> <p>①・② (略)</p> <p>③ 保険契約締結の申し込みがあったにも関わらず、締結しないこととする 場合は、可能な限り合理的な理由を説明するなど、顧客の理解が得られる よう努めているか。</p>

現 行	改正案
<p>II-3-3-4 他人の生命の保険契約について</p> <p>他人の生命の保険契約について、商法第674条第1項(第683条第1項において準用する第664条の規定により準用される場合及び第677条第2項(第683条第1項において準用する第664条の規定により準用される場合を含む。)の規定により準用される場合を含む。)に規定する他人の生命の保険契約(同項ただし書の契約を除く。以下、「他人の生命の保険契約」という。)の契約締結に関する、保険会社の監督にあたっての留意点は、被保険者等の保護及び保険会社の業務の健全かつ適切な運営の確保の観点から、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 目的・趣旨</p> <p>① 企業(個人事業主を含む。以下同じ。)が保険契約者及び保険金受取人になり、従業員等を被保険者とする個人保険契約(以下、「事業保険」という。)<u>は、従業員等あるいはその遺族に対する福利厚生措置の財源確保等にあり、このような保険契約の目的・趣旨に沿った業務運営が行われているか。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>② 全員加入団体定期保険(全員加入団体を対象とする団体定期保険をいう。以下同じ。)の契約は、当該保険の目的・趣旨が遺族及び従業員の</p>	<p>II-3-3-4 他人の生命の保険契約について</p> <p>他人の生命の保険契約について、商法第674条第1項(第683条第1項において準用する第664条の規定により準用される場合及び第677条第2項(第683条第1項において準用する第664条の規定により準用される場合を含む。)の規定により準用される場合を含む。)に規定する他人の生命の保険契約(同項ただし書の契約を除く。以下、「他人の生命の保険契約」という。)の契約締結に関する、保険会社の監督にあたっての留意点は、被保険者等の保護及び保険会社の業務の健全かつ適切な運営の確保の観点から、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 目的・趣旨</p> <p>① 企業(個人事業主を含む。以下同じ。)が保険契約者及び保険金受取人になり、従業員等を被保険者とする個人保険契約(以下、「事業保険」という。)<u>については、以下のア. 又はイ. の目的・趣旨に沿った業務運営が行われているか。</u></p> <p><u>ア. 遺族及び従業員の生活補償のための企業の就業規則、労働協約その他これに準ずる規則(以下、「遺族補償規定等」という。)により定められた弔慰金・死亡退職金等(以下、「弔慰金等」という。)の支払い財源確保</u></p> <p><u>イ. 従業員等の死亡に伴い企業が負担する代替雇用者採用・育成費用、事業継承・一時的な信用不安に備える資金等の財源確保</u></p> <p><u>(注) 被保険者となるべき者の同意の取得に際しては、例えば、被保険者に対して加入申込書の写しや契約の内容を記載した書面の交付を行うことによって、保険会社が被保険者に保険金受取人や保険金の額等の契約の内容を確実に認識できるような措置を講じているか。</u></p> <p><u>さらに、被保険者に対して交付する契約の内容を記載した書面等に、被保険者が家族に当該保険への加入を説明することを促す文言を記載するなど、保険会社は被保険者本人がその家族等、必要と考える者に対し情報提供を容易に行い得る措置を講ずること。</u></p> <p>② 全員加入団体定期保険(全員加入団体を対象とする団体定期保険をいう。以下同じ。)の契約は、当該保険の目的・趣旨が遺族及び従業員の</p>

現 行	改正案
<p>生活補償にあることを明確にし、<u>企業の就業規則、労働協約その他これに準ずる規則に基づく遺族補償及び業務外の傷病扶助に関する規定又はこれに準ずる規定</u>(以下、「<u>遺族補償規定等</u>」という。)により定められた<u>弔慰金・死亡退職金等</u>の支払い財源を保障する部分を「主契約」、従業員死亡に伴い企業が負担する代替雇用者採用・育成費用等の諸費用(企業の経済的損失)を保障する部分を「特約」として区分するなど、当該保険契約の目的・趣旨に沿った業務運営が行われているか。</p>	<p>生活補償にあることを明確にし、<u>弔慰金等</u>の支払い財源を保障する部分を「主契約」、従業員死亡に伴い企業が負担する代替雇用者採用・育成費用等の諸費用(企業の経済的損失)を保障する部分を「特約」として区分するなど、当該保険契約の目的・趣旨に沿った業務運営が行われているか。</p> <p>(注) <u>被保険者となるべき者の同意の取得に際しては、例えば、以下の方法によって被保険者が保険金受取人や保険金の額等の契約の内容を確実に認識できるような措置を講ずること。</u></p> <p>(ア) <u>被保険者に対して契約の内容を記載した書面の交付などを保険会社から行う。</u></p> <p>(イ) <u>被保険者がどのように契約の内容を認識できるようになっているかを保険会社が保険契約者から確認する。確認の結果は、検証可能な具体的な記録として残す。</u></p>
<p>(2) (略)</p> <p>(3) 保険金額の定め方 (新設)</p>	<p>(2) (略)</p> <p>(3) 保険金額の定め方</p>
<p>全員加入団体定期保険の保険金額の設定については、主契約部分は遺族補償規定等に基づく支給金額を上限とし、特約部分は主契約の保険金額を上限(ただし、2,000万円上限)とするなど、この保険の目的・趣旨(上記(1))に沿った利用が行われるよう措置が講じられているか。</p> <p>(4) 遺族補償規定等にリンクした保険金支払いの確保</p> <p>① 事業保険であって遺族補償規定等に基づき被保険者である従業員に</p>	<p>① <u>事業保険における保険金額の設定については、保険契約の目的・趣旨を踏まえ、保険金額の引受基準等、モラルリスクの排除の観点から措置が適切に運用されているか。</u></p> <p>なお、従業員等の死亡に伴い企業が負担する代替雇用者採用・育成費用、事業継承・一時的な信用不安に備える資金等の財源確保を保険契約の目的・趣旨に含める場合の保険金額は、過大とならないよう保険契約締結時において、年収、勤続年数、職位や企業の年商や規模などの基準により設定した上限により適切に運用されているか。</p> <p>また、従業員に係る保険金額の設定については、下記②にも留意しつつ適切に運営されているか。</p> <p>② 全員加入団体定期保険の保険金額の設定については、主契約部分は遺族補償規定等に基づく支給金額を上限とし、特約部分は主契約の保険金額を上限(ただし、2,000万円上限)とするなど、この保険の目的・趣旨(上記(1))に沿った利用が行われるよう措置が講じられているか。</p> <p>(4) 遺族補償規定等にリンクした保険金支払いの確保</p> <p>① 事業保険であって遺族補償規定等に基づき被保険者である従業員に</p>

現 行	改正案
<p>対し、保険金の全部又はその相当部分が、<u>弔慰金又は死亡退職金</u>の支払いに充当することが確認されている場合においては、業務の健全かつ適切な運営を確保する観点から、保険金請求時に保険契約者から、ア. 被保険者又は労働基準法施行規則第42条等に定める遺族補償を受けるべき者(以下、「受給者」という。)が<u>保険金の請求内容を了知していることが分かる書類</u>の取り付け、あるいは、イ. 被保険者又は受給者が金銭を受領したことが分かる書類、被保険者又は受給者への支払記録等の取り付け、など、被保険者又は受給者に対する情報提供、保険契約の目的に沿って保険金が弔慰金等の福利厚生に活用されることの確認の措置が講じられているか。</p>	<p>対し、保険金の全部又はその相当部分が、<u>弔慰金等</u>の支払いに充当することが確認されている場合においては、業務の健全かつ適切な運営を確保する観点から、保険金請求時に保険契約者から、ア. 被保険者又は労働基準法施行規則第42条等に定める遺族補償を受けるべき者(以下、「受給者」という。)<u>の保険金請求内容の了知を確認する書類</u>の取り付け(なお、この了知を確認する書類には<u>保険金受取人や保険金の額等の契約の内容が記載されているか</u>)、あるいは、イ. 被保険者又は受給者が金銭を受領したことが分かる書類、被保険者又は受給者への支払記録等の取り付け、など、被保険者又は受給者に対する情報提供、保険契約の目的に沿って保険金が弔慰金等の福利厚生に活用されることの確認の措置が講じられているか。</p>
<p>② 全員加入団体定期保険における保険金の支払いにあっては、主契約部分については、全額従業員の遺族に支払うこととし、企業が一旦受取りその上で遺族に支払う場合は、<u>遺族に了知のうえ支払うこと</u>としているか。</p> <p>③ 全員加入団体定期保険において、「ヒューマン・ヴァリュー特約」分の保険金支払いは、<u>弔慰金・死亡退職金等</u>の受給者の了知を得ることとしているか。</p>	<p>② 全員加入団体定期保険における保険金の支払いにあっては、主契約部分については、全額従業員の遺族に支払うこととし、企業が一旦受取りその上で遺族に支払う場合は、<u>遺族の了知を確認のうえ支払うこと</u>としているか。<u>なお、この了知を確認する書類には保険金受取人や保険金の額等の契約の内容が記載されているか</u>。</p> <p>③ 全員加入団体定期保険において、「ヒューマン・ヴァリュー特約」分の保険金支払いは、<u>弔慰金等</u>の受給者の了知を<u>確認のうえ支払うこと</u>としているか。<u>なお、この了知を確認する書類には保険金受取人や保険金の額等の契約の内容が記載されているか</u>。</p>
<p>II-3-3-6 損害保険契約の締結及び保険募集</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第300条第1項第1号関係</p> <p>① (略)</p> <p>② 重要な事項を告げるにあたっては、重要な事項のうち顧客が保険商品の内容を理解するために必要な情報(以下、「契約概要」という。)と顧客に対して注意喚起すべき情報(以下、「注意喚起情報」という。)について、分類のうえ告げられているか。なお、「契約概要」と「注意喚起情報」の主な項目は以下のとおりとする。</p> <p>(注1)～(注3) (略)</p>	<p>II-3-3-6 損害保険契約の締結及び保険募集</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第300条第1項第1号関係</p> <p>① (略)</p> <p>② 重要な事項を告げるにあたっては、重要な事項のうち顧客が保険商品の内容を理解するために必要な情報(以下、「契約概要」という。)と顧客に対して注意喚起すべき情報(以下、「注意喚起情報」という。)について、分類のうえ告げられているか。なお、「契約概要」と「注意喚起情報」の主な項目は以下のとおりとする。</p> <p>(注1)～(注3) (略)</p>

現 行	改正案
<p>ア (略)</p> <p>イ. 「注意喚起情報」の項目</p> <p>(ア)・(イ) (略)</p> <p>(ウ) 告知義務等の内容</p> <p>(エ)～(ケ) (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>(3) 準用金融商品取引法第 37 条の 3 関係</p> <p>① (略)</p> <p>② 契約締結前交付書面に関し、「契約概要」と「注意喚起情報」に分類のうえ、書面を作成し、交付しているか。</p> <p>なお、契約締結前交付書面の主な項目は以下のとおりとする。</p> <p>(注 1)～(注 3) (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ. 「注意喚起情報」の項目(準用金融商品取引法第 37 条の 3 第 1 項第 7 号(規則第 234 条の 24)等関係)</p> <p>(ア)～(オ) (略)</p> <p>(カ) 告知義務等の内容</p> <p>(キ)～(セ) (略)</p> <p>③・④ (略)</p> <p>(4)～(12) (略)</p> <p>(13) 自動車保険関係</p> <p>自動車保険に係る業務において以下の運営が行われているか。</p> <p>① 対人賠償責任保険及び自社の継続契約にあって、真に危険が特に大</p>	<p>ア (略)</p> <p>イ. 「注意喚起情報」の項目</p> <p>(ア)・(イ) (略)</p> <p>(ウ) 告知義務等の内容</p> <p><u>(注) 危険増加によって保険料を増額しても保険契約が継続できない(保険期間の中途で終了する)場合がある旨の約款の定めがあるときは、それがどのような場合であるか、記載すること。</u></p> <p>(エ)～(ケ) (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>(3) 準用金融商品取引法第 37 条の 3 関係</p> <p>① (略)</p> <p>② 契約締結前交付書面に関し、「契約概要」と「注意喚起情報」に分類のうえ、書面を作成し、交付しているか。</p> <p>なお、契約締結前交付書面の主な項目は以下のとおりとする。</p> <p>(注 1)～(注 3) (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ. 「注意喚起情報」の項目(準用金融商品取引法第 37 条の 3 第 1 項第 7 号(規則第 234 条の 24)等関係)</p> <p>(ア)～(オ) (略)</p> <p>(カ) 告知義務等の内容</p> <p><u>(注) 危険増加によって保険料を増額しても保険契約が継続できない(保険期間の中途で終了する)場合がある旨の約款の定めがあるときは、それがどのような場合であるか、記載すること。</u></p> <p>(キ)～(セ) (略)</p> <p>③・④ (略)</p> <p>(4)～(12) (略)</p> <p>(13) 自動車保険関係</p> <p>自動車保険に係る業務において以下の運営が行われているか。</p> <p>① 対人賠償責任保険及び自社の継続契約にあって、真に危険が特に大</p>

現 行	改正案
<p>きいと認められる場合を除き、保険契約の締結(継続契約を含む。)に応じるような対応及び運営が行われているか。</p>	<p>きいと認められる場合を除き、保険契約の締結(継続契約を含む。)に応じるような対応及び運営が行われているか。</p>
<p>② (略)</p>	<p>また、対物賠償責任保険についても、個々のリスク実態も踏まえつつ、できる限り保険契約の締結(継続契約を含む。)に応じるような対応及び運営が行われているか。</p>
<p>(新設)</p>	<p>② (略)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(14) 告知事項・告知書</u></p> <p>① 平成 20 年 6 月に公布された保険法において、告知義務が自発的申告義務から質問応答義務となったことの趣旨を踏まえ、保険契約者等に求める告知事項は、保険契約者等が告知すべき具体的な内容を明確に理解し告知できるものとなっているか。例えば、「その他、健康状態や病歴など告知すべき事項はないか。」といったような告知すべき具体的な内容を保険契約者等の判断に委ねるようなものとなっていないか。</p> <p>② 告知書の様式は、保険契約者等に分かりやすく、必要事項を明確にしたものとなっているか。</p>
<p>(14) その他</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>(15) 保険法対応</u></p> <p>平成 20 年 6 月に公布された保険法については、保険契約に係る制度が改正及び新設されており、損害保険募集人が当該制度に適切に対応できる態勢を整備しているか。</p> <p><u>(16) その他</u></p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 保険契約締結の申し込みがあったにも関わらず、締結しないこととする場合は、可能な限り合理的な理由を説明するなど、顧客の理解が得られるよう努めているか。</p>
<p>II-3-3-7 他人の生命の保険契約について</p> <p>他人の生命の保険契約について、商法第 674 条第 1 項(第 683 条第 1 項において準用する第 664 条の規定により準用される場合及び第 677 条第 2 項(第 683 条第 1 項において準用する第 664 条の規定により準用される場合を含む。)の規定により準用される場合を含む。)に規定する他人の生命の保険契約(同項ただし書の契約を除く。以下、「他人の生命の保険契約」という。)の契約締結に</p>	<p>II-3-3-7 他人の生命の保険契約について</p> <p>他人の生命の保険契約について、商法第 674 条第 1 項(第 683 条第 1 項において準用する第 664 条の規定により準用される場合及び第 677 条第 2 項(第 683 条第 1 項において準用する第 664 条の規定により準用される場合を含む。)の規定により準用される場合を含む。)に規定する他人の生命の保険契約(同項ただし書の契約を除く。以下、「他人の生命の保険契約」という。)の契約締結に</p>

現 行	改正案
<p>関して、保険会社の監督にあたっての留意点は、被保険者等の保護及び保険会社の業務の健全かつ適切な運営の確保の観点から、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 目的・趣旨</p> <p>企業(個人事業主を含む。)が保険契約者及び保険金受取人になり、従業員等を被保険者とする保険契約の場合は、従業員等あるいはその遺族に対する福利厚生措置の財源確保等にあり、<u>このような保険契約の目的・趣旨に沿った契約が適正に行われているか。</u></p> <p>(2) 災害補償規定等にリンクした保険金支払いの確保</p> <p>他人の生命の保険契約であって災害補償規定等に基づき被保険者である従業員に対し、保険金の全部又はその相当部分が、弔慰金又は退職金の支払いに充当することが確認されている場合においては、業務の健全かつ適切な運営を確保する観点から、保険金請求時に保険契約者から、ア. 被保険者又は<u>労働基準法施行規則第 42 条等に定める遺族補償を受</u></p>	<p>関して、保険会社の監督にあたっての留意点は、被保険者等の保護及び保険会社の業務の健全かつ適切な運営の確保の観点から、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 目的・趣旨</p> <p>企業が保険契約者及び保険金受取人になり、従業員等を被保険者とする保険契約については、以下のア. 又はイ. の目的・趣旨に沿った業務運営が行われているか。</p> <p>ア. 遺族及び従業員の生活補償のための企業の就業規則、労働協約、その他これに準ずる規則に基づく災害補償、遺族補償及び業務外の傷病扶助に関する規定又はこれに準ずる規定(以下、「災害補償規定等」という。)に定められた弔慰金等の支払い財源確保</p> <p>イ. 従業員等の死亡に伴い企業が負担する代替雇用者採用・育成費用、事業継承・一時的な信用不安に備える資金等の財源確保</p> <p>(注)被保険者となるべき者の同意の取得に際しては、例えば、以下の方法によって被保険者が保険金受取人や保険金の額等の契約の内容を確実に認識できるような措置を講じているか。</p> <p>(ア) 被保険者に対して契約の内容を記載した書面の交付などを保険会社から行う。</p> <p>(イ) 被保険者がどのように契約の内容を認識できるようになっているかを保険会社が保険契約者から確認する。確認の結果は、検証可能な具体的な記録として残す。</p> <p>さらに、上記イ. を目的・趣旨とした保険契約については、被保険者に対して交付する契約の内容を記載した書面等に、被保険者が家族に当該保険への加入を説明することを促す文言を記載するなど、保険会社は被保険者本人がその家族等、必要と考える者に対し情報提供を容易に行い得る措置を講ずること。</p> <p>(2) 災害補償規定等にリンクした保険金支払いの確保</p> <p>他人の生命の保険契約であって災害補償規定等に基づき被保険者である従業員に対し、保険金の全部又はその相当部分が、弔慰金又は退職金の支払いに充当することが確認されている場合においては、業務の健全かつ適切な運営を確保する観点から、保険金請求時に保険契約者から、ア. 被保険者又は受給者の保険金請求内容の了知を確認する書類の取り付け(なお、こ</p>

現 行	改正案
<p>けるべき者(以下、「受給者」という。)が保険金の請求内容を了知していることが分かる書類の取り付け、あるいは、イ. 被保険者又は受給者が金銭を受領したことが分かる書類、被保険者又は受給者への支払記録等の取り付けなど、被保険者又は受給者に対する情報提供、保険契約の目的に沿って保険金が弔慰金等の福利厚生に活用されることの確認の措置が講じられているか。</p> <p>(新設)</p>	<p>の了知を確認する書類には保険金受取人や保険金の額等の契約の内容が記載されているか。)、あるいは、イ. 被保険者又は受給者が金銭を受領したことが分かる書類、被保険者又は受給者への支払記録等の取り付けなど、被保険者又は受給者に対する情報提供、保険契約の目的に沿って保険金が弔慰金等の福利厚生に活用されることの確認の措置が講じられているか。</p>
<p>II-3-5 顧客保護等</p> <p>II-3-5-1 顧客に対する説明責任、適合性原則</p> <p>II-3-5-1-2 法第100条の2に規定する業務運営に関する措置等</p> <p>(1)～(13) (略)</p> <p>(14) 規則第53条の7に規定する措置に関し、法第3条第4項第1号に規定する保険(年金保険及び生存保険を除く。)及び同項第2号に規定する保険(損害を填補することを約した保険を除く。)の契約について、①～③ (略)</p> <p>④ 保険金額の決定に際し、(社)生命保険協会の「契約内容登録制度・契約内容照会制度」又は(社)日本損害保険協会の「契約内容登録制度」を利用する等モラルリスク排除・抑制のため効果がある方法を採用する体制が整備され、当該制度の利用その他の方法で知り得た他の保険契約に係る保険金額を勘案した結果が適切に記録されている</p>	<p>(3) 保険金額の定め方</p> <p>保険金額の設定については、保険契約の目的・趣旨を踏まえ、保険金額の引受基準等、モラルリスクの排除の観点から措置が適切に運用されているか。</p> <p>なお、従業員等の死亡に伴い企業が負担する代替雇用者採用・育成費用、事業継承・一時的な信用不安に備える資金等の財源確保を保険契約の目的・趣旨に含める場合の保険金額は、過大とならないよう保険契約締結時において、従業員の年収、勤続年数、職位や企業の年商や規模などの基準により設定した上限により適切に運営されているか。</p> <p>また、従業員にかかる保険金額の設定については、II-3-3-4 (3)②にも留意しつつ適切に運営されているか。</p> <p>II-3-5 顧客保護等</p> <p>II-3-5-1 顧客に対する説明責任、適合性原則</p> <p>II-3-5-1-2 法第100条の2に規定する業務運営に関する措置等</p> <p>(1)～(13) (略)</p> <p>(14) 規則第53条の7に規定する措置に関し、法第3条第4項第1号に規定する保険(年金保険及び生存保険を除く。)及び同項第2号に規定する保険(損害を填補することを約した保険を除く。)の契約について、①～③ (略)</p> <p>④ 保険金額の決定に際し、<u>社団法人生命保険協会</u>(明治41年12月7日に<u>社団法人生命保険協会</u>という名称で設立された法人をいう。以下、「<u>生命保険協会</u>」という。)の「契約内容登録制度・契約内容照会制度」又は<u>社団法人日本損害保険協会</u>(昭和23年5月1日に<u>社団法人日本損害保険協会</u>という名称で設立された法人をいう。以下、「<u>日本損</u></p>

現 行	改正案
<p>か。</p> <p>(15) (略)</p> <p>(16) 規則第 53 条の 7 に規定する措置に関し、「契約概要」、「注意喚起情報」を記載した書面を交付するために、以下のような体制が整備されているか。 (「II-3-3-2 (2) ②」、「II-3-3-2(3)②」、「II-3-3-6 (2) ②」、「II-3-3-6(3)②」も参照のこと。)</p> <p>(注1)・(注2) (略)</p> <p>① 当該書面において、顧客に対して、保険会社における苦情・相談の受付先を明示するとともに、保険会社との間で苦情の解決が図れない等の場合は、当該保険会社が所属する協会(社団法人生命保険協会、社団法人日本損害保険協会、外国損害保険協会)の苦情・相談の受付先等に対して、苦情・相談の申立てをすることができる旨が明示されているか。</p> <p>②～⑥ (略)</p> <p>(17)～(22) (略)</p>	<p>害保険協会」という。)の「契約内容登録制度」を利用する等モラルリスク排除・抑制のため効果がある方法を採用する体制が整備され、当該制度の利用その他の方法で知り得た他の保険契約に係る保険金額を勘査した結果が適切に記録されているか。</p> <p>(15) (略)</p> <p>(16) 規則第 53 条の 7 に規定する措置に関し、「契約概要」、「注意喚起情報」を記載した書面を交付するために、以下のような体制が整備されているか。 (「II-3-3-2 (2) ②」、「II-3-3-2(3)②」、「II-3-3-6 (2) ②」、「II-3-3-6(3)②」も参照のこと。)</p> <p>(注1)・(注2) (略)</p> <p>① 当該書面において、顧客に対して、保険会社における苦情・相談の受付先を明示するとともに、保険会社との間で苦情の解決が図れない等の場合は、当該保険会社が所属する協会(生命保険協会、日本損害保険協会、一般社団法人外国損害保険協会(以下、「外国損害保険協会」という。))の苦情・相談の受付先等に対して、苦情・相談の申立てをすることができる旨が明示されているか。</p> <p>②～⑥ (略)</p> <p>(17)～(22) (略)</p>
<p>II-3-5-2 保険金等支払管理態勢</p> <p>(1) 意義</p> <p>近年、保険商品には、わが国における社会の構造的变化・経済活動の多様化等に伴い、保険契約者ニーズに対応して多様化が求められている。このような中にあって、生命保険会社における保険金・給付金の不適切な不払いや損害保険会社における付隨的な保険金の支払漏れといった問題が発生し、保険契約者、利用者の保険事業全般に対する信頼が大きく損なわれた事例も認められている。</p> <p>適時・適切な保険金等の支払いを行っていくことは、保険会社として保険事業を行っていく上で必要不可欠な基本的かつ最も重要な機能であり、自己責任原則に基づく適切な経営管理機能の発揮のもとで、以下のような自</p>	<p>II-3-5-2 保険金等支払管理態勢</p> <p>(1) 意義</p> <p>近年、保険商品には、わが国における社会の構造的变化・経済活動の多様化等に伴い、保険契約者ニーズに対応して多様化が求められている。このような中にあって、生命保険会社における保険金・給付金の不適切な不払いや損害保険会社における付隨的な保険金の支払漏れといった問題が発生し、保険契約者、利用者の保険事業全般に対する信頼が大きく損なわれた事例も認められている。</p> <p>適時・適切な保険金等の支払いを行っていくことは、保険会社として保険事業を行っていく上で必要不可欠な基本的かつ最も重要な機能であり、自己責任原則に基づく適切な経営管理機能の発揮のもとで、以下のような自</p>

現 行	改正案
<p>主ガイドラインも踏まえつつ、適切な支払管理態勢の構築が求められている。</p> <p>保険金等支払管理態勢に係る主な着眼点等の見直しにあたり、保険金・給付金の不適切な不払いや付隨的な保険金の支払漏れといった重大な問題を招いた原因の分析等を踏まえつつ、保険金等支払全般に関して、迅速かつ適切な支払管理態勢の確立のために、特に重点とした事項は以下のとおりである。</p> <p>① 「保険金等の支払いを適切に行うための対応に関するガイドライン」 (平成 18 年 1 月 27 日:<u>社団法人生命保険協会</u>)</p> <p>② 「正しい告知を受けるための対応に関するガイドライン」 (平成 17 年 6 月 30 日:<u>社団法人生命保険協会</u>)</p> <p>③ 「告知義務違反に詐欺無効を適用するにあたっての留意点」 (平成 17 年 6 月 30 日:<u>社団法人生命保険協会</u>)</p> <p>(2) 主な着眼点</p> <p>① (略)</p> <p>② 保険金等支払管理に関与する管理者の認識及び役割 ア・イ (略) ウ. 保険金等支払管理者は、支払管理に係る規程・マニュアル・帳票類等の支払事務に係る手続き・書式について、例えば、商品内容、内部監査の結果、不祥事件、苦情・問い合わせ、判例動向、医学事情の変化等を通じて把握した課題を踏まえ、見直し・改善するよう、適切な方策を講じているか。 エ～カ (略)</p> <p>③・④ (略)</p> <p>⑤ 支払管理部門における態勢整備 ア～ウ (略) エ. 保険金等の支払事由が発生した場合には、利用者保護、利用者利便の視点に立った適切な損害調査、事実の確認や顧客対応等が行われるような態勢が整備されているか。</p>	<p>主ガイドラインも踏まえつつ、適切な支払管理態勢の構築が求められている。</p> <p>保険金等支払管理態勢に係る主な着眼点等の見直しにあたり、保険金・給付金の不適切な不払いや付隨的な保険金の支払漏れといった重大な問題を招いた原因の分析等を踏まえつつ、保険金等支払全般に関して、迅速かつ適切な支払管理態勢の確立のために、特に重点とした事項は以下のとおりである。</p> <p>① 「保険金等の支払いを適切に行うための対応に関するガイドライン」 (平成 18 年 1 月 27 日:<u>生命保険協会</u>)</p> <p>② 「正しい告知を受けるための対応に関するガイドライン」 (平成 17 年 6 月 30 日:<u>生命保険協会</u>)</p> <p>③ 「告知義務違反に詐欺無効を適用するにあたっての留意点」 (平成 17 年 6 月 30 日:<u>生命保険協会</u>)</p> <p>(2) 主な着眼点</p> <p>① (略)</p> <p>② 保険金等支払管理に関与する管理者の認識及び役割 ア・イ (略) ウ. 保険金等支払管理者は、支払管理に係る規程・マニュアル・帳票類、<u>支払査定基準</u>等の支払事務に係る手続き・書式について、例えば、商品内容、内部監査の結果、不祥事件、苦情・問い合わせ、判例動向、医学事情の変化等を通じて把握した課題を踏まえ、見直し・改善するよう、適切な方策を講じているか。 エ～カ (略)</p> <p>③・④ (略)</p> <p>⑤ 支払管理部門における態勢整備 ア～ウ (略) エ. 保険金等の支払事由が発生した場合には、利用者保護、利用者利便の視点に立った<u>迅速かつ適切な保険金等請求手続の説明</u>、<u>保険金等請求書類の交付</u>、<u>損害調査</u>、<u>事実の確認</u>や<u>顧客対応</u>等が行われるような態勢が整備されているか。 特に、<u>損害調査に際しては、関係当事者及び第三者の名誉、信用、</u></p>

現 行	改正案
<p>オ～キ（略）</p> <p>ク. 支払査定時においては、以下の点に留意した態勢が整備されているか。</p> <p>(ア)・(イ)（略）</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(ウ)～(ク)</u>（略）</p> <p><u>(ケ)</u> 支払管理部門は、保険金等の支払漏れが無く迅速な保険金等の支払いが行われるよう、適切に進捗管理を行っているか。また、顧客から請求を受けて支払いに至るまでの所要日数の短縮を図るための方策を講じているか。</p> <p><u>(コ)</u> 支払管理部門は、保険金等を請求した顧客に対して、支払いで時間をする場合には、日数を要する理由、支払の目途等について分かりやすく説明するなどの方策を講じているか。</p> <p>ケ. 支払査定後においては、以下の点に留意した態勢が整備されているか。</p> <p>(ア) 支払いに関する照会や不払時の苦情申し出に対して、迅速かつ正確な対応を行う観点から、受付窓口での専門スタッフによる適切な対応が行われるための方策を講じているか。</p>	<p><u>プライバシー等の権利が不当に損なわれることのないような態勢が整備されているか。</u></p> <p>オ～キ（略）</p> <p>ク. 支払査定時においては、以下の点に留意した態勢が整備されているか。</p> <p>(ア)・(イ)（略）</p> <p><u>(ウ) 支払査定基準や支払事務に係る手続等を規定したマニュアル・規程等に基づいて、適切な支払査定が行われる態勢となっているか。</u></p> <p><u>(エ) 示談交渉サービスを行う場合には、保険契約者保護のみならず被害者保護にも留意し、特に交渉相手が個人である場合には、相手方の主張をよく聞くとともに、丁寧かつ分かりやすい説明を行う等、十分に配慮して交渉を行うような態勢となっているか。</u></p> <p><u>(オ)～(コ)</u>（略）</p> <p><u>(サ)</u> 支払管理部門は、保険金等の支払漏れが無く迅速な保険金等の支払いが行われるよう、適切に進捗管理を行っているか。また、<u>支払査定に際して確認を要する事項に関する調査を適切かつ遅滞なく行う等、顧客から請求を受けて支払い(支払わないこととなる場合にはその旨の通知)に至るまでの所要日数の短縮を図るための方策を講じているか。</u></p> <p><u>(シ)</u> 支払管理部門は、保険金等を請求した顧客に対して、支払い<u>(支払わないこととなる場合にはその旨の通知)</u>までに時間を要する場合には、日数を要する理由、支払の目途等について分かりやすく説明するなどの方策を講じているか。</p> <p>ケ. 支払査定後においては、以下の点に留意した態勢が整備されているか。</p> <p>(ア) 支払いに関する照会や不払時の苦情申し出に対して、迅速かつ正確な対応を行う観点から、受付窓口での専門スタッフによる適切な対応が行われるための方策を講じているか。</p> <p><u>また、保険金を被保険者や損害賠償請求権者等ではなく、物損に対して修理を行った事業者や、傷害に対して治療を行った医療</u></p>

現 行	改正案
(イ) (略) (新設)	<u>機関等に直接支払う場合、これらの者からの照会や苦情に対しても、適切な対応が行われる態勢となっているか。</u>
(ウ) (略) (新設)	(イ) (略) <u>(ウ) 例えば支払査定基準に基づき保険金等の算定を行っている場合に支払査定基準の内容に即して説明する等、顧客の問い合わせに応じて保険金等の算定根拠を丁寧かつ分かりやすく説明しているか。また、算定根拠が明確なものとなっているか。</u>
(エ)・(オ) (略) コ~シ (略) (新設)	(エ) (略) <u>(オ) 保険金を被保険者や損害賠償請求権者等ではなく修理業者や医療機関等に直接支払うこととしたが、保険会社の支払査定額と当該修理業者や医療機関等の請求額との間に差がある場合において、被保険者や損害賠償請求権者等の保護のために必要がある場合には、被保険者や損害賠償請求権者等にその事実を説明しているか。</u> (カ)・(キ) (略) コ~シ (略)
(⑥・⑦) (略) (3) (略)	ス. <u>約款に定めた重大事由による解除を行う場合には、当該重大事由を知り、又は知り得るに至った後は、合理的な期間内に保険契約者に通知が行われるような態勢が支払管理部門又は関連部門において整備されているか。</u> (⑥・⑦) (略) (3) (略)
II-3-12 危機管理態勢 II-3-12-1 意義 近年、保険会社が抱えるリスクは多様化・複雑化しており、情報化の進展など保険会社を取り巻く経営環境の変化も相俟って、通常のリスク管理だけでは対処できないような危機が発生する可能性は否定できず、危機管理の重要性が高まっている。安全・安心や多様なリスク管理のニーズに応える役割を担う保険会社においては、危機発生時における初期対応や情報発信等の対応が極めて重要であることから、平時より危機管理態勢を構築しておくことが必要である。	II-3-12 業務継続体制(BCM) II-3-12-1 意義 近年、保険会社が抱えるリスクは多様化・複雑化しており、情報化の進展など保険会社を取り巻く経営環境の変化も相俟って、通常のリスク管理だけでは対処できないような危機が発生する可能性は否定できず、危機管理の重要性が高まっている。安全・安心や多様なリスク管理のニーズに応える役割を担う保険会社においては、危機発生時における初期対応や情報発信等の対応が極めて重要であることから、平時より業務継続体制(Business Continuity Management ; BCM)を構築

現 行	改正案
<p>なお、風評リスク等に係る危機管理については、保険会社の資金繰りや社会に対して特に大きな影響を与える可能性があることから、別途監督上の留意点を定めることとする。</p> <p>(注) (略)</p> <p>II-3-12-2 平時における対応</p> <p>(1) 対応</p> <p>危機管理は平時における未然防止に向けた取組みが重要との認識の下、早期警戒制度等のオフサイト・モニタリングや不祥事件等届出書のヒアリングを行う中で、又は保険会社に関する苦情・情報提供等を受けた場合などにおいて、保険会社における危機管理態勢に重大な問題がないか検証することとし、特に以下の点に留意する。</p> <p>(2) 主な着眼点</p> <p>① (略)</p> <p>② 危機管理マニュアルを策定しているか。また、危機管理マニュアルは、自らの業務の実態やリスク管理の状況等に応じ、不断の見直しが行われているか。なお、危機管理マニュアルの策定にあたっては、客観的な水準が判定されるものを根拠として設計されていることが望ましい。</p> <p>(参考) 想定される危機の事例</p> <p>ア. (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>イ～キ (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>④ 危機発生時における責任体制が明確化され、危機発生時の組織内及び関係者(関係当局を含む。)への連絡体制等が整備されているか。危機発生時の体制整備は、危機のレベル・類型に応じて、組織全体を統括する対策本部の下、部門別・支社等の営業拠点別に想定していることが望ましい。</p>	<p>し、危機管理(Crisis Management ; CM)マニュアル、及び業務継続計画(Business Continuity Plan ; BCP)の策定等を行っておくことが必要である。</p> <p>なお、風評リスク等に係る危機管理については、保険会社の資金繰りや社会に対して特に大きな影響を与える可能性があることから、別途監督上の留意点を定めることとする。</p> <p>(注) (略)</p> <p>II-3-12-2 平時における対応</p> <p>(1) 対応</p> <p>危機管理は平時における未然防止に向けた取組みが重要との認識の下、早期警戒制度等のオフサイト・モニタリングや不祥事件等届出書のヒアリングを行う中で、又は保険会社に関する苦情・情報提供等を受けた場合などにおいて、保険会社における危機管理態勢に重大な問題がないか検証する。<u>また、業務継続計画についても、ヒアリングを通じて、その適切性を検証する。</u>その際、特に以下の点に留意する。</p> <p>(2) 主な着眼点</p> <p>① (略)</p> <p>② 危機管理マニュアルを策定しているか。また、危機管理マニュアルは、自らの業務の実態やリスク管理の状況等に応じ、不断の見直しが行われているか。なお、危機管理マニュアルの策定にあたっては、客観的な水準が判定されるものを根拠として設計されていることが望ましい。</p> <p>(参考) 想定される危機の事例</p> <p>ア. (略)</p> <p><u>イ. テロ・戦争(国外において遭遇する場合も含む。)</u></p> <p>ウ～ク (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>④ 危機発生時における責任体制が明確化され、危機発生時の組織内及び関係者(関係当局を含む。)への連絡体制等が整備されているか。<u>また、海外への影響可能性及び危機のレベル・類型に応じた海外当局への連絡体制が整備されているか。</u>危機発生時の体制整備は、危機のレベル・類型に応じて、組織全体を統括する対策本部の下、部門別・支社等の営業拠点別</p>

現 行	改正案
<p>(新設)</p> <p>⑤ 大規模自然災害等の危機発生時において、保険金支払業務を継続・復旧させていくべき機能と明確に位置付けた上で、日頃から、災害発時に支払業務の継続・復旧が図られるような態勢が整備されているか。また、保険契約者等に対して、保険金等の支払等について便宜措置（「III-1-6 災害における金融に関する措置」参照）が図られるような態勢が整備されているか。</p> <p>⑥ 日頃からきめ細かな情報発信及び情報の収集に努めているか。また、危機発生時においては、危機のレベル・類型に応じて、情報発信体制・収集</p>	<p>に想定していることが望ましい。</p> <p>⑤ 業務継続計画（BCP）においては、テロや大規模な災害等の事態においても早期に被害の復旧を図り、保険契約者等の保護上、必要最低限の業務の継続が可能となっているか。その際、必要に応じ、当該保険会社の所属する業界団体（生命保険協会、日本損害保険協会、外国損害保険協会）及び他の保険会社と連携し対応する体制が整備されているか。また、業務の実態等に応じ、国際的な広がりを持つ業務中断に対応する計画となっているか。</p> <p>例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> ア. 災害等に備えたコンピューターシステム、顧客データ等の安全対策（紙情報の電子化、電子化されたデータファイルやプログラムのバックアップ等）は講じられているか。 イ. これらのバックアップ体制は、地理的集中を避けているか。 ウ. 保険契約に基づく保険金等の適切な支払いなど保険契約者等の保護の観点から重要な業務を、暫定的な手段（バックアップデータに基づく手作業等）で対応する準備が整っているか。 エ. 業務継続計画の策定及び重要な見直しを行うにあたっては、取締役会による承認を受けているか。また、業務継続体制が、内部監査、外部監査など独立した主体による検証を受けているか。 <p>（参考）「金融機関における業務継続体制の整備について」（日本銀行、2003年7月） 「業務継続のための基本原則」（ジョイント・フォーラム、2006年8月）</p> <p>⑥ 大規模自然災害等の危機発生時において、保険金支払業務を継続・復旧させていくべき機能と明確に位置付けた上で、日頃から、災害発時に支払業務の継続・復旧が図られるような態勢が整備されているか。また、保険契約者等に対して、保険金等の支払等について便宜措置（「III-1-6 災害における金融に関する措置」参照）が図られるような態勢が整備されているか。</p> <p>⑦ 日頃からきめ細かな情報発信及び情報の収集に努めているか。また、危機発生時においては、危機のレベル・類型に応じて、情報発信体制・収集</p>

現 行	改正案
体制が十分なものとなっているか。	体制が十分なものとなっているか。
II-4 その他	II-4 その他
II-4-1 保険会社の事務の外部委託	II-4-1 保険会社の事務の外部委託
II-4-1-2 主な着眼点	II-4-1-2 主な着眼点
(1) 顧客保護の観点から以下の態勢整備(委託契約等において外部委託先に対して態勢整備を求めるなどを含む。)が図られているか。 ①・② (略) (新設) ③～⑤ (略) (2) (略)	(1) 顧客保護の観点から以下の態勢整備(委託契約等において外部委託先に対して態勢整備を求めるなどを含む。)が図られているか。 ①・② (略) <u>③ 損害調査を委託する場合に、外部委託先において、利用者保護、利用者利便の視点に立った適切な損害調査が行われるような態勢が整備されているか。</u> <u>特に、損害調査に際して、関係当事者及び第三者の名誉、信用、プライバシー等の権利が不当に損なわれることのないような態勢が整備されているか。</u> ④～⑥ (略) (2) (略)
III. 保険監督に係る事務処理上の留意点	III. 保険監督に係る事務処理上の留意点
III-1 監督事務の流れ	III-1 監督事務の流れ
III-1-1 オフサイト・モニタリングの主な留意点 (新設) (1)・(2) (略)	III-1-1 オフサイト・モニタリングの主な留意点 <u>(1) 每事務年度の監督にあたっての留意事項の策定・公表</u> <u>監督にあたっての重点事項を明確化するため、毎事務年度当初に当該事務年度の監督方針を策定・公表する。当該方針を踏まえ、以下に定めるオフサイト・モニタリングを実施することとする。</u> (2)・(3) (略)
III-1-7 保険会社に関する苦情・情報提供 III-1-7-1 苦情等を受けた場合の対応 保険会社に関する苦情等を受けた場合には、申出人に対し、当局は個別取引に関して仲裁等を行う立場にないこと及び保険業法等に基づき保険会社の経営の健全性等を確保することが当局の職務であることを明快に説明するもの	III-1-7 保険会社に関する苦情・情報提供 III-1-7-1 苦情等を受けた場合の対応 保険会社に関する苦情等を受けた場合には、申出人に対し、当局は個別取引に関して仲裁等を行う立場にうこと及び保険業法等に基づき保険会社の経営の健全性等を確保することが当局の職務であることを明快に説明するもの

現 行	改正案
<p>とする。</p> <p>なお、必要に応じ、保険会社及び保険関係団体の相談窓口を紹介するものとする。</p>	<p>とする。</p> <p>なお、必要に応じ、保険会社及び保険関係団体の相談窓口を紹介するものとする。<u>また、寄せられた相談・苦情のうち、情報提供者が保険会社への情報提供について承諾している場合には、原則として当該情報を保険会社へ伝達を行うこととする。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>III-1-7-3 金融サービス利用者相談室との連携</p> <p>(1) <u>監督部局においては、金融サービス利用者相談室に寄せられた相談・苦情等の監督事務への適切な反映を図るため、以下の対応をとるものとする。</u></p> <p>① <u>相談室から回付される相談・苦情等の分析</u> ② <u>相談室との情報交換</u></p> <p>(2) <u>また、金融サービス利用者相談室に寄せられた相談・苦情等のうち、情報提供者が保険会社側への情報提供について承諾している場合には、原則として当該情報を保険会社へ伝達を行うこととする。</u></p>
<p>III-2 保険業法等に係る事務処理</p> <p>III-2-1 生命保険募集人の登録事務</p> <p>生命保険募集人の登録事務にあたっては、以下の点に留意して、<u>行なうこと</u>とする。</p> <p>(1) 登録申請書の受理及び確認 ①・② (略) ③ 申請書類等の受理 ア. (略) イ. なお、代申支社が当該代申支社を所管する<u>社団法人生命保険協会</u>の支部又は事務室(以下、「協会事務室」という。)を経由して申請書類等の提出があった場合も管轄財務局等が受理することができるものとする。 ウ. (略) ④・⑤ (略) ⑥ 代理申請書等</p>	<p>III-2 保険業法等に係る事務処理</p> <p>III-2-1 生命保険募集人の登録事務</p> <p>生命保険募集人の登録事務にあたっては、以下の点に留意して、<u>行うこと</u>する。</p> <p>(1) 登録申請書の受理及び確認 ①・② (略) ③ 申請書類等の受理 ア. (略) イ. なお、代申支社が当該代申支社を所管する<u>生命保険協会</u>の支部又は事務室(以下、「協会事務室」という。)を経由して申請書類等の提出があった場合も管轄財務局等が受理することができるものとする。 ウ. (略) ④・⑤ (略) ⑥ 代理申請書等</p>

現 行	改正案
<p>代申支社から登録申請が提出されたときは、次の書類が登録申請書及び添付書類に添付しているか確認する。</p> <p>ア. (略)</p> <p>イ. 別紙様式 73 により作成した生命保険募集人登録代理申請書(兼)登録事項変更・廃業等代理届出書別紙、又は<u>社団法人生命保険協会</u>が登録事務を機械化している地域については、その機械から出力された様式(以下、「代理申請・届出書別紙」という。)。</p> <p>ウ. (略)</p> <p>(2) 生命保険募集人登録簿(以下、III-2-1において「登録簿」という。)の取扱い</p> <p>① 法第278条第1項の規定による登録簿は、登録申請書の下片を切り離したものにより作成する。この場合、法人募集代理店については、代申支社が作成した「事務所別募集人一覧表」を登録簿に添付のうえ、一括管理するものとする。</p> <p>ただし、<u>社団法人生命保険協会</u>が登録事務を機械化している地域の管轄財務局等については、その機械から出力されたリストの内容を確認した上で、同リストを登録簿として差し支えない。</p> <p>② (略)</p> <p>(3)～(8) (略)</p>	<p>代申支社から登録申請が提出されたときは、次の書類が登録申請書及び添付書類に添付しているか確認する。</p> <p>ア. (略)</p> <p>イ. 別紙様式 73 により作成した生命保険募集人登録代理申請書(兼)登録事項変更・廃業等代理届出書別紙、又は<u>生命保険協会</u>が登録事務を機械化している地域については、その機械から出力された様式(以下、「代理申請・届出書別紙」という。)。</p> <p>ウ. (略)</p> <p>(2) 生命保険募集人登録簿(以下、III-2-1において「登録簿」という。)の取扱い</p> <p>① 法第278条第1項の規定による登録簿は、登録申請書の下片を切り離したものにより作成する。この場合、法人募集代理店については、代申支社が作成した「事務所別募集人一覧表」を登録簿に添付のうえ、一括管理するものとする。</p> <p>ただし、<u>生命保険協会</u>が登録事務を機械化している地域の管轄財務局等については、その機械から出力されたリストの内容を確認した上で、同リストを登録簿として差し支えない。</p> <p>② (略)</p> <p>(3)～(8) (略)</p>
<p>III-2-2 損害保険代理店の登録事務</p> <p>損害保険代理店の登録事務にあたっては、以下の点に留意して、行うこととする。</p> <p>(1) 登録申請書等の受理及び確認</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ 申請書類又は届出書の受理</p> <p>ア. 代理申請会社から、申請書類又は届出書の提出があった場合は、当該代理店の事務所所在地を管轄する財務局又は福岡財務支局(沖縄総合事務局を含む。以下、「管轄財務局」という。)が受理することとする。</p> <p>(注) 代理申請会社から、代理店の事務所所在地を管轄する<u>(社)日本損害保険協会</u>の各支部(九州支部熊本事務所を含む。以下、「支部」とい</p>	<p>III-2-2 損害保険代理店の登録事務</p> <p>損害保険代理店の登録事務にあたっては、以下の点に留意して、行うこととする。</p> <p>(1) 登録申請書等の受理及び確認</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ 申請書類又は届出書の受理</p> <p>ア. 代理申請会社から、申請書類又は届出書の提出があった場合は、当該代理店の事務所所在地を管轄する財務局又は福岡財務支局(沖縄総合事務局を含む。以下、「管轄財務局」という。)が受理することとする。</p> <p>(注) 代理申請会社から、代理店の事務所所在地を管轄する<u>日本損害保険協会</u>の各支部(九州支部熊本事務所を含む。以下、「支部」とい</p>

現 行	改正案
<p>う。)を経由して申請書類又は届出書の提出があった場合も、管轄財務局が受理することができるものとする。</p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>④～⑥ (略)</p> <p>(2)～(10) (略)</p>	<p>を経由して申請書類又は届出書の提出があった場合も、管轄財務局が受理することができるものとする。</p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>④～⑥ (略)</p> <p>(2)～(10) (略)</p>
<p>III-2-15 付随業務の取扱い</p> <p>III-2-15-1 「その他の付随業務」の取扱い</p> <p>保険会社が法第 98 条第 1 項の業務(同項各号に掲げる業務を除く。以下、「その他の付随業務」という。)を行う際には、以下の観点から十分な対応を検証し、態勢整備を図っているか。</p> <p>(1) 保険会社が、従来から固有業務と一体となって実施することを認められてきたコンサルティング業務、ビジネスマッチング業務、事務受託業務については、取引先企業に対するサービスの充実及び固有業務における専門的知識等の有効活用の観点から、固有業務と切り離してこれらの業務を行う場合も「その他の付随業務」に該当する。</p> <p>(注 1)～(注 3) (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>III-2-15 付随業務の取扱い</p> <p>III-2-15-1 「その他の付随業務」の取扱い</p> <p>保険会社が法第 98 条第 1 項の業務(同項各号に掲げる業務を除く。以下、「その他の付随業務」という。)を行う際には、以下の観点から十分な対応を検証し、態勢整備を図っているか。</p> <p>(1) 保険会社が、従来から固有業務と一体となって実施することを認められてきたコンサルティング業務、ビジネスマッチング業務、事務受託業務については、取引先企業に対するサービスの充実及び固有業務における専門的知識等の有効活用の観点から、固有業務と切り離してこれらの業務を行う場合も「その他の付随業務」に該当する。</p> <p>(注 1)～(注 3) (略)</p> <p><u>(注 4) 保険代理店や同一グループ内の企業等に対して行う事務支援業務についても、当該保険会社が行っている業務に関するものであれば、原則として「その他付随業務」に含まれる。</u></p>
<p>なお、実施にあたっては、顧客保護や法令等遵守の観点から、以下の点について態勢整備が図られている必要があることに留意すること。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(2) (略)</p>	<p>なお、実施にあたっては、顧客保護や法令等遵守の観点から、以下の点について態勢整備が図られている必要があることに留意すること。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(2) (略)</p>
<p>III-2-6 契約条件の変更</p> <p>III-2-6-1 契約条件の変更の申出</p> <p>(1) 契約条件の変更の申出の承認</p> <p>法第 240 条の 2 第 3 項に基づく契約条件の変更の申出の承認にあたっては、以下の点に留意することとする。</p> <p>① (略)</p>	<p>III-2-6 契約条件の変更</p> <p>III-2-6-1 契約条件の変更の申出</p> <p>(1) 契約条件の変更の申出の承認</p> <p>法第 240 条の 2 第 3 項に基づく契約条件の変更の申出の承認にあたっては、以下の点に留意することとする。</p> <p>① (略)</p>

現 行	改正案
<p>② 将来の業務及び財産の状況を予測した場合に、契約条件の変更を行わなければ、当該保険会社の財産をもって債務を完済することができない等、保険業の継続が困難となりうることが合理的に予測できること。 (注1) なお、このうち、上記②の予測にあたっては、 ア. (略) イ. 合併・再編、組織変更、事業費削減、業務の再編成等、保険業の継続のために取りうる経営改善方策の効果を織り込むこととする。 (注1) 分析期間については、現在、<u>社団法人日本アクチュアリー会</u>の実務基準により、生命保険会社において10年間に係る将来収支の分析を行う実務が定着しており、これが一つの参考になるが、契約条件の変更の手続が自主的・自動的な手続であることにかんがみ、これ以上の期間の分析を一律に排除するものではない。 (注2) これらの分析にあたっての前提の置き方が客観的かつ妥当かどうかの判断にあたっては、<u>社団法人日本アクチュアリー会</u>の実務基準に定められている方法が一つの参考になる。 (2) (略)</p>	<p>② 将来の業務及び財産の状況を予測した場合に、契約条件の変更を行わなければ、当該保険会社の財産をもって債務を完済することができない等、保険業の継続が困難となりうることが合理的に予測できること。 (注1) なお、このうち、上記②の予測にあたっては、 ア. (略) イ. 合併・再編、組織変更、事業費削減、業務の再編成等、保険業の継続のために取りうる経営改善方策の効果を織り込むこととする。 (注1) 分析期間については、現在、<u>日本アクチュアリー会</u>の実務基準により、生命保険会社において10年間に係る将来収支の分析を行う実務が定着しており、これが一つの参考になるが、契約条件の変更の手續が自主的・自動的な手続であることにかんがみ、これ以上の期間の分析を一律に排除するものではない。 (注2) これらの分析にあたっての前提の置き方が客観的かつ妥当かどうかの判断にあたっては、<u>日本アクチュアリー会</u>の実務基準に定められている方法が一つの参考になる。</p>
<p>III-2-17 説明書類の作成・縦覧等 III-2-17-2 記載事項についての留意事項 (1) 一般的な留意事項 ①・② (略) ③ 規則に定められた義務的な開示項目以外の情報を自主的・積極的に開示することは、何ら差し支えないことに留意する。</p>	<p>III-2-17 説明書類の作成・縦覧等 III-2-17-2 記載事項についての留意事項 (1) 一般的な留意事項 ①・② (略) ③ 規則に定められた義務的な開示項目以外の情報を自主的・積極的に開示することは、何ら差し支えないことに留意する。<u>特に、保険会社の業務及び財産の状況を知るために参考となるべき事項</u>のうち、例えばソルベンシー・マージン比率など、特に重要なものについては、四半期ごとの開示に努めるべきことであることに留意する。また、利用者や投資家が適切な判断を行えるよう、市場の関心の強い分野に係るエクスポートジャーナル等については、国際的なベストプラクティスを踏まえつつ、積極的に開</p>

現 行	改正案
(2) (略)	<u>示することが望ましい。</u> (2) (略)
III-4 行政処分等を行う際の留意点	III-4 行政処分等を行う際の留意点
監督部局が行う主要な行政処分(行政手続法第2条第4号にいう不利益処分をいう。以下同じ。)としては、①法第132条に基づく業務改善命令、②法第132条に基づく業務停止命令、③法第133条に基づく業務停止命令、④法第133条に基づく免許取消し等があるが、これらの発動に関する基本的な事務の流れを例示すれば、以下のとおりである。 (1)～(6) (略)	監督部局が行う主要な不利益処分(行政手続法第2条第4号にいう不利益処分をいう。以下同じ。)としては、①法第132条に基づく業務改善命令、②法第132条に基づく業務停止命令、③法第133条に基づく業務停止命令、④法第133条に基づく免許取消し等があるが、これらの発動に関する基本的な事務の流れを例示すれば、以下のとおりである。 (1)～(6) (略)
(新設)	<p>III-4-1 行政処分</p> <p>監督部局が行う主要な不利益処分(行政手続法第2条第4号にいう不利益処分をいう。以下同じ。)としては、①法第132条に基づく業務改善命令、②法第132条に基づく業務停止命令、③法第133条に基づく業務停止命令、④法第133条に基づく免許取消し等があるが、これらの発動に関する基本的な事務の流れを例示すれば、以下のとおりである。</p> <p>III-4-2 法第132条に基づく業務改善命令の履行状況の報告義務の解除</p> <p>法第132条に基づき業務改善命令を発出する場合には、当該命令に基づく保険会社の業務改善に向けた取組みをフォローアップし、その改善努力を促すため、原則として、当該保険会社の提出する業務改善計画の履行状況の報告を求ることとなっているが、以下の点に留意するものとする。</p> <p>(1) 法第132条に基づき業務改善命令を発出している保険会社に対して、当該保険会社の提出した業務改善計画の履行状況について、期限を定めて報告を求めている場合には、期限の到来により、当該保険会社の報告義務は解除される。</p> <p>(2) 法第132条に基づき業務改善命令を発出している保険会社に対して、当該保険会社の提出した業務改善計画の履行状況について、期限を定めることなく継続的に報告を求めている場合には、業務改善命令を発出する要因となった問題に関して、業務改善計画に沿って十分な改善措置が講じられたと認められるとときは、当該計画の履行状況の報告義務を解除するものとする。その際、当該報告や検査結果等により把握した改善への取り組み状況に基づき、解除の是非を判断するものとする。</p>
IV. 保険商品審査上の留意点等	<p>IV. 保険商品審査上の留意点等</p> <p>(1) 基本的事項</p>

現 行	改正案
<p>保険会社及び保険会社になろうとする者(以下、IVにおいて「保険会社」という。)から法の規定に基づき、生命保険又は損害保険に係る新商品の創設若しくは既存商品の改定に係る認可申請・届出が行われた場合の審査にあたっては、各保険会社の創意工夫を活かし、保険契約者のニーズの変化に即応した迅速な商品開発を可能とする観点も踏まえ、<u>法第5条第1項第3号及び第4号並びに規則第11条及び第12条に基づき審査を行うこととし、特に以下の点に留意することとする。</u></p> <p>(新設)</p>	<p><u>保険商品の審査基準については、法第5条第1項第3号及び第4号並びに規則第11条及び第12条(以下、IVにおいて「審査基準」という。)に定められており、実際の審査にあたっては、効率化、明確化及び透明性の観点から、保険商品審査上の留意点を公表し、順次改訂のうえ現在に至っている。</u></p> <p>保険会社及び保険会社になろうとする者(以下、IVにおいて「保険会社」という。)から法の規定に基づき、生命保険又は損害保険に係る新商品の創設若しくは既存商品の改定に係る認可申請・届出(<u>以下、IVにおいて「商品認可申請」という。</u>)が行われた場合の審査にあたっては、各保険会社の創意工夫を活かし、保険契約者のニーズの変化に即応した迅速な商品開発を可能とする観点も踏まえ、<u>審査基準に基づき審査を行うこととし、特に以下の点に留意することとする。</u></p> <p><u>なお、本件保険商品審査上の留意点等については、商品認可申請に係る審査内容及び保険契約者等のニーズ等を踏まえ、より効率化、明確化及び透明性を図る観点から適時に改訂を行っていくこととする。</u></p> <p>(2) <u>保険法対応</u></p> <p><u>平成20年6月に公布された保険法においては、保険契約に関する法制について、保険契約締結に際しての告知、保険給付の履行期等に関する保険契約者等の保護に資するための規定の整備等がなされているところである。</u></p> <p><u>当該保険法は、保険給付の履行期等において保険契約者等に不利な約款内容を無効とする片面的強行規定が盛り込まれたこと及び保険法施行前に締結されている保険契約にも適用される規定があること等から、各保険会社においては、「II-2-7 商品開発に係る内部管理態勢」のII-2-5-7(5)⑪に示すとおり、保険法制定の趣旨を踏まえ、全ての保険商品の約款等の規定内容等を検証したうえで商品認可申請を保険法施行までの間に行い、必要な手続きを完了しておく必要がある。</u></p> <p><u>また、当局においても、各保険会社から商品認可申請が行われた場合には、保険法の規定に沿った約款等の改定が行われているかどうか、及び保険契約者等の保護に欠ける条項、不明確な条項、保険契約者等の合理的期待に反する条項等がないか等、審査基準に適合しているかどうかの確認</u></p>

現 行	改正案
<p>IV-1 共通事項 (新設)</p>	<p><u>を迅速かつ適切に行う必要がある。</u></p> <p>IV-1 共通事項</p> <p><u>IV-1-17 保険法対応</u></p> <p>(1) <u>保険法においては、保険契約者等を保護するために保険契約者等に不利な約款内容を無効とする片面的強行規定が設けられており、当該規定を潜脱するような約款内容となっていないかどうかに留意して審査を行うこととする。</u> <u>なお、その際、無効、解除、免責、失効等、保険金を支払わないこととなる事由については、保険法において任意規定とされている規定もあるが、当該規定に係る約款の内容によっては、片面的強行規定に抵触する場合(例えば、危険増加後に発生した保険給付事由の全てを免責とする場合など)もあり得ることに留意する。</u></p> <p>(2) <u>以下の①及び②については、保険法施行前の適用であっても、保険契約者等の保護の観点から適切かつ速やかな対応が求められることから、各保険会社から商品認可申請が他の規定に先行して行われた場合には、以下の点に留意して審査するものとする。</u> <u>また、以下の①及び②以外の保険法施行以降の保険契約に適用される規定等については、「Ⅱ-2-7 商品開発に係る内部管理態勢」を踏まえ保険法施行までの間に商品認可申請を行う必要があるが、その際、以下の③については解除権が濫用されることのないよう特に留意する。</u> <u>なお、上記事項については、①及び②とそれ以外を合わせて商品認可申請を行い、保険法施行と同時に約款等の適用を行うことを妨げるものではないことに留意する。</u></p> <p>① <u>告知義務違反による解除</u></p> <p>ア. <u>告知制度が保険契約者等からの自発的申告義務から保険会社が告知を求めたものについての質問応答義務になったことを踏まえた約款規定となっているか。</u></p> <p>イ. <u>保険媒介者による告知妨害又は不告知教唆があった場合は、保険会社は保険契約を解除できないことを約款に明確に規定しているか。</u> <u>ただし、当該規定については、保険媒介者による告知妨害又は不告知教唆がなかったとしても保険契約者又は被保険者が告知事項について事実の</u></p>

現 行	改正案
	<p><u>告知をせず、又は不実の告知をしたと認められるときは適用されないことに留意する。</u></p> <p>② 保険給付の履行期</p> <p>ア. <u>保険給付の履行期については、損害調査手続等の保険給付手続等に必要となる合理的な期間を踏まえて、一定の期限内に支払うとする基本的な履行期を約款に定めているか。</u></p> <p>　　なお、その際、現行約款に規定している基本的な履行期(例えば、生命保険契約5日、損害保険契約及び傷害疾病定額保険契約30日)を不当に遅滞するものとなっていないか。</p> <p>イ. <u>また、基本的な履行期の例外とする期限を定めるときは、保険類型ごとに保険給付のために行う公的機関や医療機関等への確認等、必要となる確認事項が明確に定められているとともに、その期限が客観的にみて合理的な日数をもって定められているか。</u></p> <p>ウ. <u>保険給付事由が発生し、保険契約者等から通知を受けた場合には、「Ⅱ-3-5-2 保険金等支払管理態勢」の(2)⑤を踏まえ、保険契約者等に対し、保険金等請求手続の明確な説明及び保険金等請求書類の迅速な交付が行われるような態勢が整備されているか。</u></p> <p>③ 重大事由による解除</p> <p><u>重大事由による解除の規定においては、解除権が濫用されることのないよう、保険契約者等の故意による保険給付事由の発生(保険法第30条第1号、第57条第1号及び第86条第1号)及び保険金受取人等の保険給付請求の詐欺(同法第30条第2号、第57条第2号及び第86条第2号)以外の事項を定めようとする場合は、当該内容に比肩するような重大な事由であることが明確にされているか。</u></p>
<p>VI. 日本アクチュアリー会関係</p> <p>VI-1 監督にあたっての基本的考え方</p> <p>(1) 意義</p> <p>日本アクチュアリー会は、アクチュアリーの専門職団体であり、私企業である保険会社とは異なる民法第34条の規定による公益法人であるとともに、法第122条の2第1項の規定に基づく指定法人である。各保険会社が独自の</p>	<p>VI. 日本アクチュアリー会関係</p> <p>VI-1 監督にあたっての基本的考え方</p> <p>(1) 意義</p> <p>日本アクチュアリー会は、アクチュアリーの専門職団体であり、私企業である保険会社とは異なる一般社団法人であるとともに、法第122条の2第1項の規定に基づく指定法人である。各保険会社が独自の経営判断で商品設計</p>

現 行	改正案
<p>経営判断で商品設計や戦略的な事業展開を行うなど、大きな転換を遂げている保険市場において、保険会社の経営の健全性確保のための責任準備金積立の評価、配当等における公正性及び衡平性の確保、利用者ニーズに応えられる多様で良質な商品の供給、各種統計資料の作成・分析など、アクチュアリーの高度な専門知識・技能は様々な分野で活用されており、今後ともアクチュアリーがその機能を果たすことが不可欠である。こうした観点から、これら人材の専門職団体であり、指定法人たる同会が法に規定された業務を適正に運営することを確保するための監督上の指針を明確化する。</p> <p>(2)・(3) (略)</p>	<p>や戦略的な事業展開を行うなど、大きな転換を遂げている保険市場において、保険会社の経営の健全性確保のための責任準備金積立の評価、配当等における公正性及び衡平性の確保、利用者ニーズに応えられる多様で良質な商品の供給、各種統計資料の作成・分析など、アクチュアリーの高度な専門知識・技能は様々な分野で活用されており、今後ともアクチュアリーがその機能を果たすことが不可欠である。こうした観点から、これら人材の専門職団体であり、指定法人たる同会が法に規定された業務を適正に運営することを確保するための監督上の指針を明確化する。</p> <p>(2)・(3) (略)</p>
<p>VI-2 会の適切な運営</p> <p>(1) 監督にあたっては、<u>民法</u>、<u>公益法人に対する監督に関する事務処理規程</u>及び<u>公益法人の設立認可及び指導監督にあたっての留意事項について(事務ガイドライン)</u>において掲げられた閣議決定及び<u>公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申し合わせ</u>に規定するものほか、本指針に定めるところによることとする。</p> <p>(2)～(5) (略)</p>	<p>VI-2 会の適切な運営</p> <p>(1) 監督にあたっては、<u>法令及び特例民法法人に対する監督に関する事務処理規程</u>に規定するものほか、<u>特例民法法人の指導監督にあたっての留意事項について(事務ガイドライン)</u>において掲げられた閣議決定及び<u>公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ</u>に規定するものほか、本指針に定めるところによることとする。</p> <p>(2)～(5) (略)</p>

保険会社向けの総合的な監督指針（様式・参考資料編）

現 行					改正案																																																																													
<p>別紙様式48</p> <p>文書番号 年月日</p> <p>金融庁長官 殿</p> <p>保険会社名(又は外国保険会社等名) 代表者名(又は日本における代表者名) 印</p> <p>危険準備金の不積立て等の届出書</p> <p>金融庁長官が定める積立てに関する基準によらない危険準備金の積立て(又は危険準備金の取崩し)をすることについて、保険業法第127条第1項第8号及び保険業法施行規則第85条第1項第9号(又は保険業法第209条第9号及び保険業法施行規則第166条第1項第2号)の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。</p> <p>(単位:百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>危険準備金I</th> <th>危険準備金II</th> <th>危険準備金III</th> <th>合 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年度始積立額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>当年度積立額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>当年度取崩額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>年度末積立額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(単位:百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="2">危険準備金I</th> <th colspan="2">危険準備金II</th> <th colspan="2">危険準備金III</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">積立基準額</td> <td>普通死亡リスク</td> <td></td> <td rowspan="6">ソルヘンサー・マージン基準の予定利率リスク相当額の増加額</td> <td rowspan="6">利差益の5%</td> <td rowspan="6">最低保証に係る収支残の金額</td> <td rowspan="6"></td> </tr> <tr> <td>災害死亡リスク</td> <td></td> </tr> <tr> <td>生存保障リスク</td> <td></td> </tr> <tr> <td>災害入院リスク</td> <td></td> </tr> <tr> <td>疾病入院リスク</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他のリスク</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="6">積立限度額</td> <td>普通死亡リスク</td> <td></td> <td rowspan="6">ソルヘンサー・マージン基準の予定利率リスク相当額の増加額</td> <td rowspan="6">責任準備金の3%</td> <td rowspan="6">責任準備金の6%</td> <td rowspan="6"></td> </tr> <tr> <td>災害死亡リスク</td> <td></td> </tr> <tr> <td>生存保障リスク</td> <td></td> </tr> <tr> <td>災害入院リスク</td> <td></td> </tr> <tr> <td>疾病入院リスク</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他のリスク</td> <td></td> </tr> <tr> <td>取崩基準</td> <td>死差損の額</td> <td></td> <td>利差損の額</td> <td></td> <td>最低保証に係る収支残の負の金額</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					区分	危険準備金I	危険準備金II	危険準備金III	合 計	年度始積立額					当年度積立額					当年度取崩額					年度末積立額					区分	危険準備金I		危険準備金II		危険準備金III		積立基準額	普通死亡リスク		ソルヘンサー・マージン基準の予定利率リスク相当額の増加額	利差益の5%	最低保証に係る収支残の金額		災害死亡リスク		生存保障リスク		災害入院リスク		疾病入院リスク		その他のリスク		積立限度額	普通死亡リスク		ソルヘンサー・マージン基準の予定利率リスク相当額の増加額	責任準備金の3%	責任準備金の6%		災害死亡リスク		生存保障リスク		災害入院リスク		疾病入院リスク		その他のリスク		取崩基準	死差損の額		利差損の額		最低保証に係る収支残の負の金額		<p>別紙様式48</p> <p>文書番号 年月日</p> <p>金融庁長官 殿</p> <p>保険会社名(又は外国保険会社等名) 代表者名(又は日本における代表者名) 印</p> <p>危険準備金の不積立て等の届出書</p> <p>金融庁長官が定める積立てに関する基準によらない危険準備金の積立て(又は危険準備金の取崩し)をすることについて、保険業法第127条第1項第8号、保険業法施行規則第85条第1項第9号及び同項第10号の2(又は保険業法第209条第9号、保険業法施行規則第166条第1項第2号及び同項第3号の2)の規定に基づき、別紙のとおりお届けいたします。</p> <hr/> <p>添付書類</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 別紙様式48の2 2 理由書 3 その他参考となるべき事項を記載した書類 <p>(注)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 危険準備金Iは、規則第69条第6項第1号及び第150条第6項第1号に掲げる危険準備金をいふ。 2 危険準備金IIは、規則第69条第6項第2号、第70条第5項第2号、第150条第6項第2号及び第151条第5項第2号に掲げる危険準備金をいふ。 3 危険準備金IIIは、規則第69条第6項第3号及び第150条第6項第3号に掲げる危険準備金をいふ。 4 危険準備金IVは、規則第69条第6項第1号の2、第70条第5項第1号、第150条第6項第1号の2及び第151条第5項第1号に掲げる危険準備金をいふ。 5 合計欄が負値となる場合は零とする。 				
区分	危険準備金I	危険準備金II	危険準備金III	合 計																																																																														
年度始積立額																																																																																		
当年度積立額																																																																																		
当年度取崩額																																																																																		
年度末積立額																																																																																		
区分	危険準備金I		危険準備金II		危険準備金III																																																																													
積立基準額	普通死亡リスク		ソルヘンサー・マージン基準の予定利率リスク相当額の増加額	利差益の5%	最低保証に係る収支残の金額																																																																													
	災害死亡リスク																																																																																	
	生存保障リスク																																																																																	
	災害入院リスク																																																																																	
	疾病入院リスク																																																																																	
	その他のリスク																																																																																	
積立限度額	普通死亡リスク		ソルヘンサー・マージン基準の予定利率リスク相当額の増加額	責任準備金の3%	責任準備金の6%																																																																													
	災害死亡リスク																																																																																	
	生存保障リスク																																																																																	
	災害入院リスク																																																																																	
	疾病入院リスク																																																																																	
	その他のリスク																																																																																	
取崩基準	死差損の額		利差損の額		最低保証に係る収支残の負の金額																																																																													
添付書類					別紙様式48の2 (生命保険会社等)																																																																													
1 理由書 2 その他参考となるべき事項を記載した書類																																																																																		
(注)																																																																																		
1 危険準備金Iは、規則第69条第6項第1号及び第150条第6項第1号に掲げる危険準備金をいふ。 2 危険準備金IIは、規則第69条第6項第2号及び第150条第6項第2号に掲げる危険準備金をいふ。 3 危険準備金IIIは、規則第69条第6項第3号及び第150条第6項第3号に掲げる危険準備金をいふ。																																																																																		
(新設)																																																																																		

現 行

改正案

(単位:百万円)

区分	危険準備金Ⅰ	危険準備金Ⅱ	危険準備金Ⅲ	危険準備金Ⅳ	合 計
年度始積立額					
当年度積立額					
当年度取崩額					
年度末積立額					

(単位:百万円)

積立基準額	危険準備金Ⅰ		危険準備金Ⅱ	
	合 計		合 計	
	普通死亡リスク		ソルベンシー・マージン基準の予定期 率リスク相当額の増加額	
	生存保障リスク			
積立限度額	その他のリスク		利差益の5%	
	合 計		合 計	
	普通死亡リスク		ソルベンシー・マージン基準の予定期 率リスク相当額	
取崩基準	生存保障リスク			
	その他のリスク		責任準備金の3%	
	死差損の額		利差損の額	

(単位:百万円)

積立基準額	危険準備金Ⅲ		危険準備金Ⅳ	
	合 計		合 計	
	最低保証に係る収支残の金額		ストレステストの対象とするリスク	
			災害死亡リスク	
			災害入院リスク	
			疾病入院リスク	
			その他のリスク	
積立限度額	合 計		合 計	
	責任準備金の6%		ストレステストの対象とするリスク	
取崩基準	最低保証に係る収支残の負の金額		災害死亡リスク	
			災害入院リスク	
			疾病入院リスク	
			その他のリスク	
	死差損の額			

(新設)

別紙様式48の2 (損害保険会社等)

(単位:百万円)

区分	危険準備金Ⅱ	危険準備金Ⅳ	合 計

現 行

改正案

年度始積立額			
当年度積立額			
当年度取崩額			
年度末積立額			

(単位:百万円)

区分	危険準備金II		危険準備金IV	
	合計		合計	
積立基準額	ソルヘンシーマージン基準の予定利率リスク相当額の増加額		ストレステストの対象とするリスク	
	利差益の5%			
積立限度額	合計		合計	
	ソルヘンシーマージン基準の予定利率リスク相当額		ストレステストの対象とするリスク	
取崩基準	責任準備金の3%			
	利差損の額		死差損の額	